

# 福山北警察署自動販売機設置事業仕様書

## 1 貸付場所、設置種類及び貸付面積

- (1) 貸付場所  
福山市神辺町大字新道上字三丁目14番  
福山北警察署庁舎 1階（別添位置図のとおり）
- (2) 設置種類  
紙パック式又は紙パック・缶・ペットボトル混合式
- (3) 貸付面積  
1. 35㎡

## 2 貸付期間

令和8年8月1日～令和13年3月31日（4年8か月間）  
※更新はありません。

## 3 契約の方法等

- (1) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、自動販売機を設置するための県有行政財産の貸付けであり、契約期間の満了により当然に終了し、契約の更新はありません。
- (2) 地方自治法第238条の4第5項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県警察において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を変更又は解除することがあります。
- (3) 自動販売機設置事業者が広島県警察の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。
- (4) 本契約は、貸付期間中の貸付場所等の存続を保証するものではありません。広島県警察の都合により、貸付場所への自動販売機の設置を継続することができないこととなった場合は、契約を変更又は解除することがあります。

## 4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件

- (1) 商品
  - ア 販売可能商品  
紙パック、缶又はペットボトル入りの清涼飲料水類（酒類不可）とします。
  - イ 商品販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）
    - (ア) 基本事項  
商品の販売価格は、市場価格より安価な価格設定としてください。ただし、飲料メーカーとの取り決めにより定価販売しかできない商品については、定価販売を認めることとします。
    - (イ) 商品販売価格の改定  
飲料メーカーの都合により商品価格を改定する場合は、広島県警察へ事前連絡の上、改定を行ってください。
- (2) 自動販売機
  - ア 大きさ  
貸付面積の範囲内で設置可能な自動販売機を設置してください。重量（最大数の商品が入っている状態）については、事前に広島県警察との協議の上、自動販売機を設置してください。
  - イ デザイン

自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、周辺環境に配慮するなど、可能な限りユニバーサルデザインとします。

#### ウ 環境対策

自動販売機の機種は、省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。また、ノンフロン対応とした機種等に努めるものとします。

#### エ 転倒防止対策

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとします。

#### オ 食品衛生対策

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとします。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければなりません。

#### カ 防犯対策

(ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。

(イ) 屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

### (3) 使用済容器の回収

ア 回収ボックスは、貸付面積内に設置するものとします。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機1台に1個又は2個の割合で自動販売機付近（貸付面積内）に設置し、定期的に使用済容器を回収することとします。ただし、使用済容器があふれるなど回収ボックス1個又は2個では足りない場合は、貸付面積の範囲内で、広島県警察との協議により複数個設置するものとします。

イ 素材は、プラスチック製又は金属製とします。また、大きさは、1個につき、概ねW0.50m×D0.50mとします。

ウ 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用済容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とします。

エ 使用済容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理することとします。また、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙などの一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。

### (4) その他

ア 自動販売機設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこととします。

イ 自動販売機設置事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこととします。

ウ 自動販売機設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応することとします。

エ 自動販売機設置事業者において、キャッシュレス決済や新紙幣・新硬貨に対応する自動販売機を設置するなど、利便性の向上に努めるものとします。

## 5 自動販売機の管理運営

### (1) 管理・運営

ア 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、自動販売機設置事業者が全て負担するものとします。

イ 売上手数料は徴収しません。

ウ 売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置（転倒防止用鉄板等の設置及び撤去を含む。）及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。

エ 建物（天井・壁・床）に広島県警察が設置した機器等について、小破修繕及び自動販売機設置事業者の責めに帰する修繕は、原則として自動販売機設置事業者の負担とします。契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおいて、自動販売機設置事業者自らが投じた有益費及び必要費があっても、自動販売機設置事業者はこれらを一切広島県警察に請求することはできません。

オ 広島県警察で設置した機器等が故障又は劣化等により使用不能になった場合には、原則として広島県警察の負担で撤去等するものとします。その際、機器等を改めて設置する必要がある場合は、自動販売機設置事業者に応分の負担を求める場合があります。

カ その他修繕の負担で疑義等が生じた場合は、広島県警察と自動販売機設置事業者が協議するものとします。

## (2) 自動販売機設置時の手続

自動販売機設置事業者は、自動販売機を設置又は入替しようとするときは、あらかじめ自動販売機設置承認申請書（様式第2）を広島県警察に提出してその承諾を受けなければいけません。

## (3) 自動販売機設置に伴う事故

広島県警察の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置事業者がその責めを負います。

## (4) 商品等の盗難及び破損

ア 広島県警察の責めに帰することが明らかな場合を除き、広島県警察はその責めを負いません。

イ 自動販売機設置事業者は、商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければなりません。

## 6 自動販売機設置事業者の遵守事項等

### (1) 使用用途の指定

貸付物件は、自動販売機の設置のみに使用するものとし、福山北警察署自動販売機設置事業募集要領及び本仕様書等を遵守していただきます。

### (2) 指定用途以外の利用等

ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めません。

イ 指定用途及び貸付面積の範囲内において、本仕様書で広島県警察が定めた自動販売機の設置種類及び設置台数を遵守しなければなりません。

ウ 貸付けを受けた場所は、善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければなりません。

エ 貸付物件について、大規模災害時等に、広島県警察で一時的に使用することがあります。

また、その際、自動販売機設置事業者で設置している自動販売機等の撤去等をお願いする場合があります。

オ その他広島県警察の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければなりません。

ん。

(3) 営業上の注意

ア 営業許可の申請

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、全て自動販売機設置事業者の責任と負担で実施してください。

イ 必要な資格等

自動販売機設置等に係る運営に当たり、必要となる資格又は資格者は、全て自動販売機設置事業者の責任と負担で対応してください。

ウ 衛生管理

自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処してください。

エ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

広島県警察が行う電気設備等の法定点検等（絶縁測定等）に関し、自動販売機設置事業者は協力してください。また、自動販売機設置事業者は日ごろから衛生管理等に努め、必要な点検等を自動販売機設置事業者において、実施してください。

なお、清掃等を実施する際には、事前に広島県警察に連絡してください。

(4) 再委託等の制限

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置及び管理を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、事前に書面により広島県警察の承認を受けた場合は、この限りではありません。

(5) 譲渡又は転貸の禁止

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け又は承継させてはいけません。また、その権利を担保に供してはいけません。

(6) 搬入・搬出等

自動販売機設置事業者は、関係法規及び広島県警察の庁舎管理者等が定める規定を遵守し、自動販売機等の搬入・搬出・運搬等を行ってください。その際、事前に広島県警察の承認を得るものとします。

(7) 営業の報告

自動販売機設置事業者は、本事業により設置した自動販売機ごとの毎月の売上本数及び売上額を広島県警察に報告してください。

(8) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を広島県警察に報告してください。連絡体制又は連絡先に変更があった場合は同様に報告してください。

(9) 清掃及びゴミ処理

自動販売機設置事業者は、常に自動販売機の周辺等を清掃し、清潔に保ち、空き缶・空きペットボトル等については、関係法令を遵守し、適切に処理してください。また、自動販売機設置により発生したゴミの処分に係る一切の費用は自動販売機設置事業者の負担とします。

(10) 打合せ等

自動販売機設置事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて広島県警察と打合せを行うものとします。

(11) 情報の適正な管理

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本事業を通じて知

り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。

また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(12) 個人情報の保護

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとします。

(13) 事業の履行に関する措置

広島県警察は、本事業(再委託した場合を含む。)を履行するに当たって、著しく不相当と認められるときは、自動販売機設置事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを要求します。自動販売機設置事業者は、要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、広島県警察の指示に従い、必要な措置を講じるものとします。

(14) 契約終了時の貸付物件の引渡し等

自動販売機設置事業者は、本事業が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、広島県警察に対して円滑な貸付物件の引渡しを行うものとします。

なお、原状回復に要した費用は自動販売機設置事業者が負担することとし、自動販売機設置事業者は、広島県警察に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した必要費、有益費その他一切の費用について、補償を請求できません。

(15) その他

自動販売機の故障、自動販売機及び商品に対する問い合わせ又は苦情については、自動販売機設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記してください。

## 7 貸付料及び必要経費の支払

(1) 貸付料

ア 各年毎の貸付料は、次表のとおりとします。

令和8年度(令和8年8月1日～令和9年3月31日)	落札金額の7分の1の金額
令和9年度(令和9年4月1日～令和10年3月31日)	落札金額の14分の3の金額
令和10年度(令和10年4月1日～令和11年3月31日)	落札金額の14分の3の金額
令和11年度(令和11年4月1日～令和12年3月31日)	落札金額の14分の3の金額
令和12年度(令和12年4月1日～令和13年3月31日)	落札金額の14分の3の金額

※割り切れない場合、その端数は初年度の金額に含めるものとする。

イ 自動販売機設置事業者は、広島県警察の発行する納入通知書により、年額の貸付料を毎年度4月30日までに支払わなければなりません。ただし、令和8年度の貸付料は令和8年7月31日までに支払わなければなりません。

ウ 納期限前までに賃貸借期間が終了(解除を含む。)した場合は、広島県警察の指定する日までに支払うものとします。

エ 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞金の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがあります。

オ 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5%(ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とする。)の割合で算定した延滞金を加算して広島県警察に支払っていただきま

す。

なお、契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、契約を解除する場合があります。

カ 納付済みの貸付料は返還しません。ただし、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき契約を変更又は解除した場合その他広島県警察が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

## (2) 必要経費

自動販売機の稼働に伴い必要となる電気使用料を貸付料とは別に支払っていただきます。

### ア 算定方法

$$\text{負担電気料金} = \text{施設電気料金} \times \frac{\text{自動販売機の容量} \times \text{使用時間}}{\text{全体の電気使用量}}$$

※負担電気料金…自動販売機設置事業者が負担すべき月ごとの電気料金

※施設電気料金…施設全体で使用した月ごとの電気料金

※自動販売機の容量…定格消費電力に0.5を乗じたもの

※使用時間…自動販売機の設置日数に24（時間）を乗じたもの

※全体の電気使用量…施設全体で使用した月ごとの電気使用量

### イ 支払方法

広島県警察が発行する納入通知書により、広島県警察の指定する期日までに納入してください。

## 8 財産の借受

自動販売機設置事業者は、契約締結後速やかに財産借受願（様式第1）を広島県警察に提出してください。

## 9 連帯保証人

広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第28条の2の規定により準用する第32条の規定により連帯保証人を立て、連帯保証人届（様式第3）により広島県警察に届け出てください。

なお、連帯保証人が個人の場合における民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の令和9年度分の貸付料相当額とします。また、自動販売機設置業者は、契約締結時に連帯保証人に対し、民法第465条の2第1項各号に定める事項について真実かつ正確な情報の提供を行うものとします。

## 10 解除通知

自動販売機設置事業者が貸付料を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除します。

## 11 原状回復

自動販売機設置事業者は、貸付期間が満了したときはその日までに、契約が解除されたときは広島県警察の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して返還するとともに、借受財産返還書（様式第4）を提出してください。ただし、広島県警察と協議し、原状に回復する必要がないと認める場合は、借受財産返還書の提出のみで足りります。

## 12 保険加入等

自動販売機設置事業者は、食中毒、火災等に係る賠償保険に加入するなど、自動販売機

により発生した食中毒、火災等に対して、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処するものとします。

### 13 その他

(1) 広島県警察の災害対策業務等への協力

自動販売機設置事業者が提供可能な範囲で、災害警備対策本部設置時等の従事職員等に対する飲料供給に御協力ください。

(2) 駐車場

自動販売機への商品補充等を行うに際し、駐車スペースを必要とする場合は、事前に広島県警察へ連絡し、広島県警察の承認を受けてください。

(3) その他

事業の実施に関し疑義があるとき又は仕様書等に定めのない事項については双方協議の上、解決するものとします。

(様式第1)

# 財 産 借 受 願

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

借 受 人

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者 )

(電 話 番 号 )

(メー ル ア ド レ ス )

次のとおり財産を貸してください。

借りようと する財産	所在 福山市神辺町大字新道上字三丁目14番
	明細 庁舎  1.35m <sup>2</sup>
使用目的	自動販売機の設置
理 由	自動販売機の設置を行うため
期 間	令和8年8月1日から 令和13年3月31日まで

(様式第2)

# 自動販売機設置承認申請書

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

福山北警察署自動販売機設置事業に係る自動販売機について、次のとおり申請します。

1 自動販売機設置事業者

※業者名、住所、連絡先（電話番号・FAX番号等）、担当者氏名などを記載

2 自動販売機の設置内容

※設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等

※カタログ等添付（グリーン購入対象機かどうか、カタログに記載がない場合追記してください。）

(様式第3)

# 連帯保証人届

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

借 受 人  
住 所  
氏 名 又 は 名 称  
及 び 代 表 者 氏 名

㊞

財産の借受申請に当たり、次のとおり連帯保証人を届け出ます。

## 1 連帯保証人

住所	
氏名又は名称 及び代表者氏名	

## 2 借受契約の内容 (申請中を含む)

借受財産の表示	所在	福山市神辺町大字新道上字三丁目14番
	明細	庁舎 1.35㎡
使用目的	自動販売機の設置のため	
契約締結年月日	年 月 日	
使用期間	令和8年8月1日から令和13年3月31日まで	
年額貸付料		
旧連帯保証人	住所	
	氏名又は名称 及び代表者氏名	

私は、借受人から次のことについて、情報提供を受けたことを確認し、借受人の負担する債務について今後借受人と連帯して保証します。

- 1 借受人の財産及び収支の状況
- 2 借受人が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- 3 借受人が主債務について債権者に担保を提供するときは、その事実及び担保提供の

内容

連帯保証人  
住 所  
氏 名 又 は 名 称  
及 び 代 表 者 氏 名

㊞

(様式第4)

# 借 受 財 産 返 還 書

令和 年 月 日

広島県警察本部長 様

借 受 人

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(担 当 者

)

(電 話 番 号

)

(メー ル ア ド レ ス

)

次のとおり借受財産を返還します。

借 受 財 産 の 表 示	所在 福山市神辺町大字新道上字三丁目14番
	明細 庁舎  1.35m <sup>2</sup>
借受期間満了 契 約 解 除	令和 年 月 日
返還年月日	令和 年 月 日

# 別添 自動販売機設置事業貸付場所位置図

